



D KITASHIN 2026 DISCLOSURE

【きたしんディスクロージャー】



リンゴのマークの<きたしん>です

北郡信用組合



目次

経営理念	1
基本方針	1
北郡信用組合の概要	1
職員数・組合員数	1
ごあいさつ	2
事業方針	2
経営環境・事業概況	2
役員一覧	3
令和8年度 新入職員	3
会計監査人の氏名又は名称	3
事業の組織	3
業績の推移	
預金残高	4
貸出金残高	4
経営の健全状況	
自己資本比率の推移	4
不良債権比率の推移	4
主要な経営指標の推移	4
総代会	
第74期通常総代会のご報告	5
総代懇談会	5
当組合の総代会制度	6
総代選挙区及び総代一覧	6
総代の属性別構成比	6
地域密着型金融の取組み状況	7
トピックス	8
当組合のあゆみ	9
主要な事業の内容	9
中小企業の経営改善及び	
地域活性化のための取組み状況	10
コンプライアンス（法令等遵守）態勢	11
リスク管理態勢	11
金融円滑化に関する基本方針	12
キャッシュカードの安全対策について	12
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
資料編	13
地区一覧・店舗一覧	33
索引	34

経営理念

奉仕

私達一人ひとりが、お客様の立場に立ち、常にお客様の発展につながる、真心をいただき奉仕します。

信頼

私達は、お客様とのゆるぎない信頼関係を築きます。

健全

私達は、地域に根ざした金融機関として、健全な経営体質をつくります。

基本方針

「地域との共生」の実現
地域の皆様と「共に歩み、共に考え、共に喜び合える」
金融機関を目指します。

北郡信用組合の概要

- 名称 北郡信用組合
- 本店所在地 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
- 創立 昭和27年10月7日
- 出資金 1,159百万円
- 組合員 20,808名
- 店舗数 11店舗
- 預金 103,537百万円
- 貸出金 57,258百万円

令和8年3月末現在

職員数・組合員数

区 分	令和7年3月31日 現在	令和8年3月31日 現在
職 員 数	103名	102名
組 合 員 数	20,786名	20,808名
法 人	1,252社	1,264社
個 人	19,534名	19,544名



本店全景

ごあいさつ

皆様には日頃より格別のご愛顧を賜わり厚くお礼を申し上げます。
当組合は、「奉仕」、「信頼」、「健全」を経営理念として、地域の皆様との「であい」と「つながり」を大切にし、地域社会の発展に貢献できるよう努めております。

ここに、令和7年度の当組合の経営方針や経営内容などについて、「きたしんディスクロージャー誌 2026」として取りまとめいたしました。

私ども「きたしん」を深くご理解いただくうえで高覧いただければ幸いです。

令和8年度は、「ガバナンス・コンプライアンスの強化」「人財力の強化」「収益力の向上」「地域社会への貢献」「ブランド力の強化」を重要施策として取り組み、地域社会の一員として認められ信頼され続けるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

皆様には、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

北郡信用組合

理事長 今田 正志



事業方針

地域のお客様との「であい」を大切に、ニーズに応じた金融サービスを提供することにより、さらに密接な「つながり」をひろげ共に豊かな暮らしづくりを目指し、地域経済の向上に努めてまいります。

○ガバナンス・コンプライアンスの強化

- ・不祥事件未然防止のための体制及び牽制機能の強化に努めます。
- ・リスク管理の高度化に対応するための管理体制を強化します。
- ・マネロン・テロ資金供与対策の強化を行います。
- ・外部講師等を活用したコンプライアンス研修の強化を行います。

○人財力の強化

- ・IT・DX化活用に加え業務内容の見直しを行い効率化を進めます。
- ・ホームページ採用サイトの一新から人材確保につなげます。
- ・働きやすい職場環境づくりへの取組みをさらに強化します。
- ・外部機関研修参加に加え、OJTの実効性向上から人材育成につなげます。

○収益力の向上

- ・貸出基準金利の適正な運用とOHR（経費率）の改善に努めます。
- ・営業戦略のもと組織力向上を推進活動につなげます。
- ・リレーションシップ営業+（家計安泰）対話型取引深堀作戦を実践していきます。
- ・有価証券利息配当金及び預け金利息収入増加による収益への貢献を目指します。

○地域社会への貢献

- ・コンサルティング機能や事業承継・M&A等企業支援活動を強化します。
- ・ソリューション活動の充実と地域貢献活動の強化を行います。
- ・地域活性化への貢献や地域の課題解決に向けた取組みを実施します。
- ・金融サービスの提供を通し、企業の成長発展に加え新事業創出に寄与します。

○ブランド力の強化

- ・ホームページリニューアルに合わせたLINEの運用開始・活用を行っていきます。
- ・リアル店舗体制の強みを活かしイベント開催等で存在価値の向上に努めます。
- ・CIS活動の実践により明るく印象的な窓口を目指します。

令和7年度 経営環境・事業概況

令和7年度は、『相互扶助の理念の下、地域・組合員の発展のために、地域になくてはならない金融機関を目指す』をスローガンにガバナンスの強化、人材育成の強化、安定収益の確保、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組みを実践して参りました。

国際情勢は、ホルムズ海峡の緊迫化により原油価格が上昇し、インフレ圧力が高まっております。主要国である米国では、インフレへの警戒が高まり、利下げの継続から利上げに見直される動きがあるため、金利は高い水準が続き日本との金利差拡大が懸念されます。

国内経済は、賃上げムードが広がり名目賃金は上昇しましたが、物価高の影響で実質賃金の改善は道半ばにあります。企業は人手不足を背景に自動化などの設備投資ニーズが高く景気を下支えしていますが、原油価格の高騰や円安進行、アメリカ関税引上げの影響が物価上昇圧力を高め、厳しい状況が続いております。

私どものお取引先である中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、これらの影響を受け、倒産件数の高止まり、人手不足や後継者不足、人件費高騰と価格転嫁の困難化等が継続し、不安定な状況が続いております。

このような経済環境の中、組合員の皆様のご支援を頂きながら、役職員が一丸となって業務に努めてまいりました結果、当期の業績は次のようになりました。

預金は個人預金及び法人預金が増加し、期末残高 103,537 百万円（前期比 776 百万円減）、期中平残 103,553 百万円（前期比 1,647 百万円減）となりました。

貸出金は個人向け貸出及び地方公共団体向け貸出が増加したものの、法人向け貸出が減少し期末残高 57,258 百万円（前期比 727 百万円減）、期中平残 57,638 百万円（前期比 270 百万円増）となりました。

組合員数は前期比 22 人増加し 20,808 人、出資金は前期比 96 百万円増加し 1,159 百万円、金融再生法に基づく不良債権比率は前期比 0.28 ポイント上昇し 3.71%となりました。

損益状況は経常収益 1,588 百万円、当期純利益は 188 百万円となり健全経営の重要な指標であります自己資本比率は、国内基準 4%を大きく上回る 9.83%となっております。

役員一覧

令和8年6月25日現在

理事	長	今	田	正	志
常務理事		柴	崎	雅	典
常勤理事		中	村	政	彦
常勤理事		土	屋		治
常勤理事		木	村	隆	行
常勤理事		原	谷		徹
理事	事	吾	妻	正	章(※)
理事	事	涌	井	正	和(※)
常勤監事		関		博	司
監事		太	田	徳	夫
員外監事		高	橋	龍	二

当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

令和8年度 新入職員



令和8年度、新たに5名の職員を迎えました。
どうぞよろしくお願いいたします。

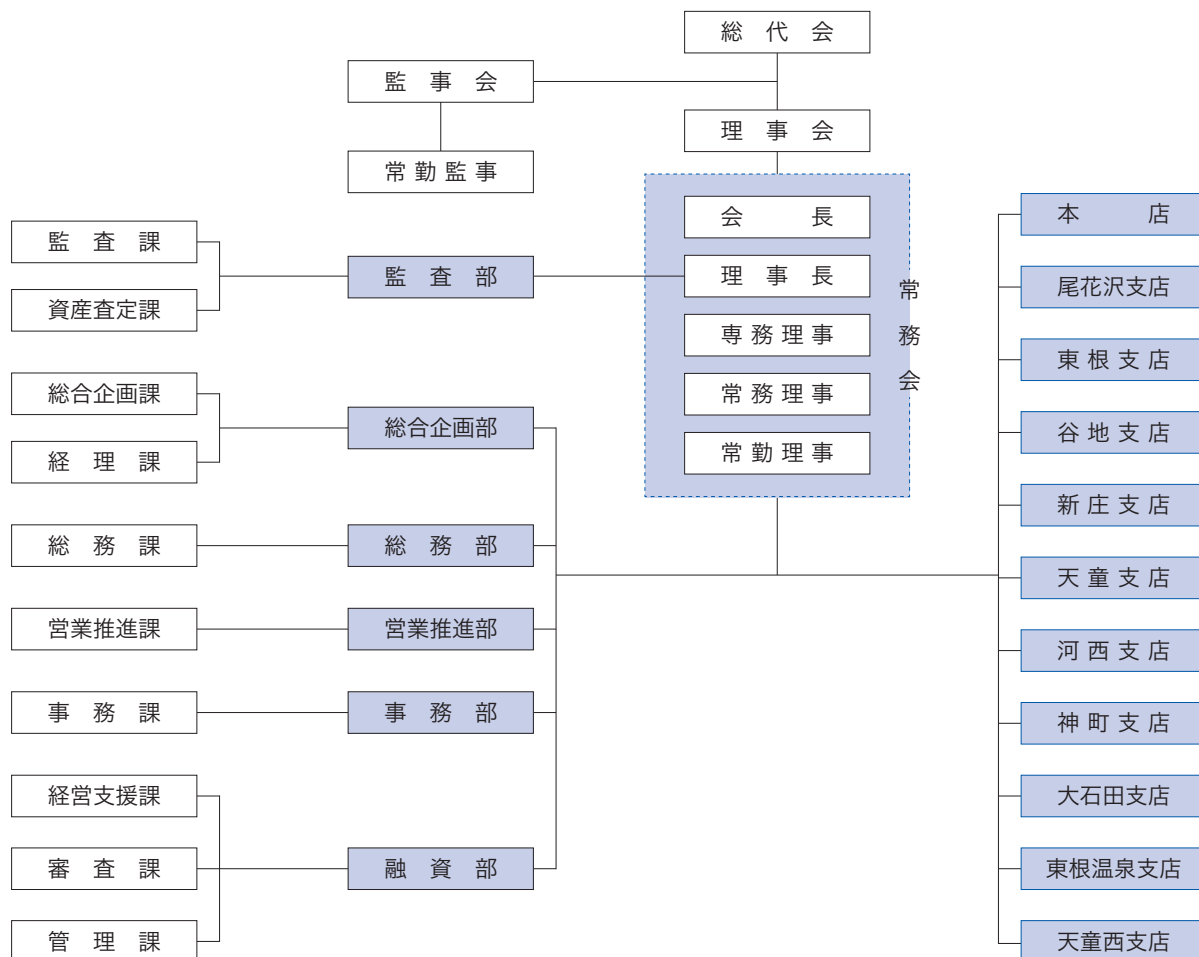
会計監査人の氏名又は名称

令和8年6月25日現在

公認会計士 三浦佑一郎公認会計士事務所
公認会計士 三 浦 佑一郎

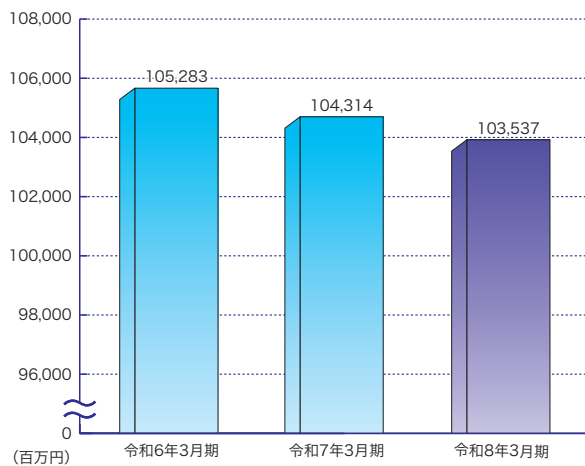
事業の組織

令和8年6月25日現在

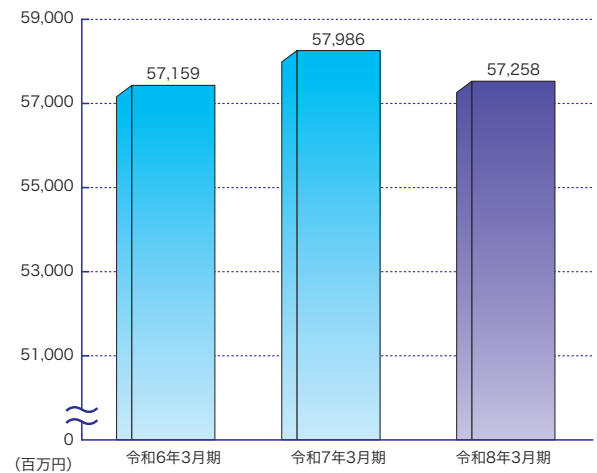


業績の推移

預金残高

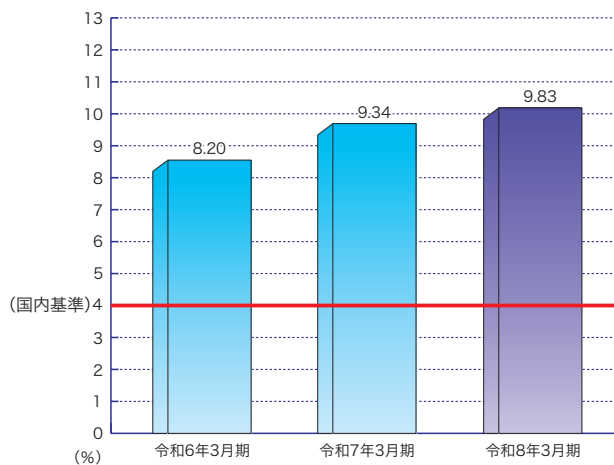


貸出金残高

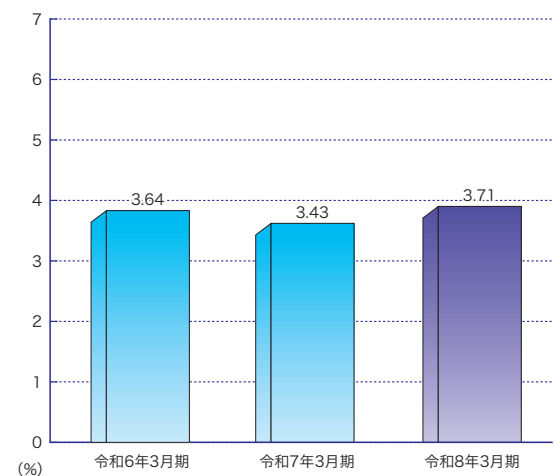


経営の健全状況

自己資本比率の推移



不良債権比率の推移



主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	1,488,531	1,340,432	1,342,614	1,480,803	1,588,199
経常利益	101,663	122,637	△ 888,616	77,063	201,011
当期純利益	108,965	121,072	△ 894,481	80,318	188,235
預金積金残高	105,848,851	106,001,314	105,283,432	104,314,238	103,537,926
貸出金残高	56,310,133	57,674,084	57,159,214	57,986,059	57,258,687
有価証券残高	17,408,555	17,331,149	13,855,957	16,369,197	16,875,679
総資産額	110,259,406	109,850,849	108,890,279	107,877,316	107,301,248
純資産額	3,992,888	3,442,950	3,200,766	3,110,555	3,309,616
自己資本比率(単体)	10.44 %	10.65 %	8.20 %	9.34 %	9.83 %
出資総額	880,862	884,858	880,777	1,063,109	1,159,911
出資総口数	8,808,620口	8,848,580口	8,807,771口	10,631,091口	11,599,111口
出資に対する配当金	17,402	17,615	17,466	18,150	22,305
職員数	113人	105人	100人	103人	102人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
 2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

◆ 総代会

第 74 期通常総代会のご報告

令和 8 年 6 月 25 日村山市の甌葉プラザにおいて第 74 期通常総代会を開催し、次の事項が報告され、決議事項については原案通り可決されました。

■ 報告事項

第 74 期（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）事業報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

■ 決議事項

第 1 号議案 第 74 期 剰余金処分案承認の件

第 2 号議案 第 75 期 事業計画案及び収支予算案承認の件



総代懇談会

当組合では、総代の方々との懇談会を開催しております。令和 7 年度は 11 月 27 日、12 月 3 日、12 月 16 日と 3 回にわけて開催し、経営状況の説明を行うとともに総代の皆様から貴重なご意見をいただきました。



懇談会挨拶



東根・天童地区



村山・河北地区



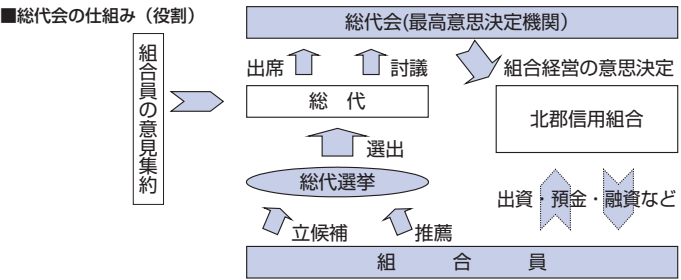
尾花沢・新庄・大石田地区

当組合の総代会制度

○総代会制度について

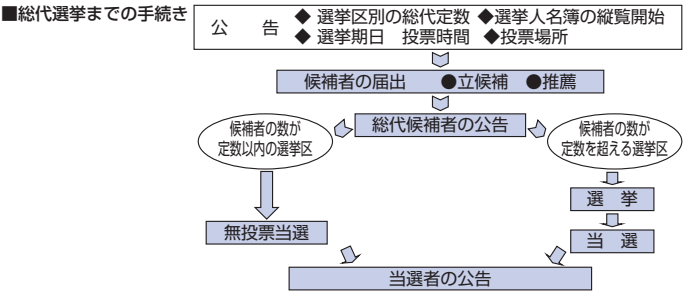
組合員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合の組合員数は大変多く総会の開催は事実上不可能です。

当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、法令並びに定款の定めに基づいて総会に代わる総代会制度を採用しております。



○総代の選出方法

- (1)総代の任期と定数
- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は定款により100名以上130名以内に定められており、令和8年6月25日現在の総代数は128名です。なお、令和8年3月31日現在の組合員数は20,808名です。
- (2)総代の選任方法
- ・組合員数に応じて地区毎に定数を定め、組合員の中から選挙により公平に選出されております。



総代選挙区及び総代一覧（敬称略、順不同）

〈 〉内は令和8年6月25日現在です。（ ）内は就任回数

選挙区	定数	総代氏名							
村山地区 (本店) (河西支店)	27名 (27名)	佐藤 恒雄(19)	松岡 茂暎(8)	鈴木 健治(8)	菅井 武(6)	大石はるみ(6)	三好真理子(6)	伊豆倉良信(5)	
		菅井 実(4)	板垣 貞清(4)	柴崎 雅紀(4)	田中 雅幸(2)	伊藤 由訓(2)	阿相 順也(1)	田中 修作(1)	
		矢萩 幸江(1)	坂井陽一郎(1)	荒木 秀昭(1)	氏井 由隆(1)	矢作 勝美(5)	松田 芳信(5)	渡部 一芳(4)	
		佐藤健三郎(3)	金子 一男(3)	笹原 謙司(2)	児玉 賢一(1)	石川 敏雄(1)	永澤 紀男(1)		
尾花沢・大石田地区 (尾花沢支店) (大石田支店)	24名 (23名)	鈴木喜左夫(12)	渡會 邦夫(8)	菅原 明夫(8)	高橋 孝(6)	大類 司(6)	大貫 博幸(6)	三河 修司(6)	
		田中 俊明(3)	花邑 広祥(3)	鈴木 俊明(3)	齋藤 利弘(1)	齊藤 智実(1)	菅藤 順(1)	戸津 宣之(1)	
		石山志津子(1)	佐藤 武幸(1)	柏倉 芳明(1)	佐々木正美(7)	吾妻 正章(2)	森 進一(1)	戸田 悟(1)	
		寺崎 実(1)	戸田 昇(1)						
東根地区 (東根支店) (神町支店) (東根温泉支店)	30名 (30名)	相澤 恒夫(9)	飛川 和雄(9)	奥山 栄悦(9)	佐伯 信一(8)	石山政之輔(8)	石山 憲一(4)	天野 誠也(3)	
		庄司 繁義(3)	奥山 仁(2)	武田 昇(2)	菅原 孝博(1)	大内 優(1)	青柳 春美(1)	管 誠一(1)	
		矢萩 貴久(1)	本間 智美(1)	岡田 誠(10)	小野 泰義(8)	土田 善幸(7)	下河辺敏行(2)	奥山 健二(2)	
		古関 正彦(2)	東海林光輝(1)	大山 康德(1)	武田 和博(1)	今田 信市(1)	保科 敬(6)	菅 久美(6)	
河北地区 (谷地支店)	15名 (15名)	五十嵐律子(4)	寒河江理方(1)						
		竹屋 俊文(12)	宮地 真司(9)	門脇 芳子(6)	軽部 勝美(5)	細矢 誓子(5)	渡辺 富雄(4)	原田 誠(2)	
		升川 峰亨(2)	高澤 理(1)	杉浦 正人(1)	眞石 昌典(1)	細矢 聖一(1)	阿部 正志(1)	林 智(1)	
		武田 健一(1)							
新庄・最上地区 (新庄支店)	17名 (17名)	早坂 幸久(13)	須田 光一(9)	伊東 洋一(10)	叶内 章二(8)	奥山新一郎(8)	峯田 洋一(7)	軽部 耕行(6)	
		笹原 郁夫(4)	八鍬 和雄(4)	涌井 正和(3)	小屋 勝(3)	江口 知秀(2)	大場 和夫(1)	斉藤勝太郎(1)	
		森 正栄(1)	菅 友弥(1)	京野 秀明(1)					
天童地区 (天童支店) (天童西支店)	17名 (16名)	伊藤 正広(6)	黄木 悦次(6)	瀧口 兼次(1)	大石 昌孝(1)	川口 隆(1)	小座間泰巳(1)	須藤 芳男(9)	
		東海林松男(7)	佐々木伸夫(6)	古澤 玲子(5)	黒田千鶴子(4)	土屋 昭智(4)	本田 孝之(3)	山本 昌平(3)	
		仲野 直美(2)	東海林耕司(1)						

総代の属性別構成比

職業別	個人 12.5%、個人事業主 29.7%、法人役員 57.8%
年代別	40代 3.1%、50代 18.0%、60代 23.4%、70代 50.0%、80代以上 5.5%
業種別	製造業 7.0%、農業 6.1%、建設業 16.5%、卸売業・小売業 27.0%、飲食店業 4.3%、 不動産業 9.6%、運輸通信業 1.7%、電気・ガス・熱供給・水道業 0.9%、 サービス業 13.9%、学術研究・専門・技術サービス業 8.7%、 生活関連サービス業 1.7%、公務員 1.7%、宗教法人 0.9%

地域密着型金融の取組み状況

■地域貢献

当組合は、村山市、尾花沢市、東根市、新庄市、天童市、河北町、大石田町の5市2町に店舗を配置し、地元の中小事業者や勤労者・お住まいの方々が組合員となって、お互いに助け合い、ともに発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

組合員、お客様一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、つねにお客様の事業の繁栄や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでまいります。

○取引世帯・人口

	村山市	尾花沢市	東根市	新庄市	天童市	河北町	大石田町	合 計
世 帯	7,407	4,551	17,698	12,623	23,257	6,037	1,933	73,506
取引世帯	5,018	3,520	6,281	3,609	3,871	2,704	1,133	26,136
人 口	19,971	12,576	47,438	31,212	59,688	15,999	5,524	192,408
取引人口	8,708	6,029	10,454	5,139	5,934	4,483	2,050	42,797

※上記店舗を配置する5市2町の地区内に居住する73,506世帯、192,408人の皆様と、地域内で事業を営まれる中小企業・小規模事業者並びにそこに勤務される方々を対象に活動しており、現在約35%の世帯・約22%の方々にお取引を頂いております。

○社会的・文化的な取組み

◆地域の小学生バレーボール大会・学童野球大会に協賛

地域貢献の一環として北村山スポーツ少年団が主催するバレーボール競技大会と野球大会へ協賛しております。第7回きたしん杯小学生バレーボール大会が令和7年4月27日に開催されました。また、第9回きたしん杯学童新人北村山野球大会は令和7年8月16・17・23日の3日間にわたり開催されました。バレーボール大会、野球大会ともに熱戦が繰り広げられ大いに盛り上がりました。

◆第7回きたしん杯小学生バレーボール大会

<女子の部>

優 勝：高松アタッカーズ JVC

準優勝：東根バレーボールスポーツ少年団

<混合の部>

優 勝：徳内ふれあいスポーツクラブバレーボール少年団

12 チーム参加



◆第9回きたしん杯学童新人北村山野球大会

優 勝：神町下ニューリッチベースボールクラブ

準優勝：大石田キンダース

7 チーム参加



◆モンテディオ山形・山形ワイヴァンズへの活動支援

天童市を本拠地として J2 リーグで活躍するモンテディオ山形と B2 リーグで活躍する山形ワイヴァンズの選手育成資金に役立てていただくことを目的に、「モンテディオ山形応援カードローン」・「山形ワイヴァンズ応援カードローン」を取り扱っており、平均利用残高の1%相当額（上限50万円）を贈呈しております。



◆村山市「夢応援奨学金」寄付

地域貢献の一環として平成29年度より村山市の「夢応援奨学金」制度に寄付を行っています。



◆清掃活動・献血活動の実施

しんくみの日週間（9月1日～7日）に合わせて各店舗で店舗周辺の清掃活動を行いました。また、本店においては献血活動も行っております。



◆地域の家計安泰

『おまとめローン』によるご返済軽減と家計の支出見直しで、多くの方の家計安泰のお手伝いを行っています。

また、『夜間相談会』を開催し、日中お勤めなどで来店できない方のさまざまなご相談をお受けしております。



◆しんくみピーターパンカード支援事業による寄贈

県信用組合協会とオリエン特コーポレーションは、子供たちの安全安心な場所の確保と健全な成長に役立てていただくために村山市の児童発達支援「いずみ」に寄付金を贈呈しました。



◆トピックス

■信朋会

コロナ渦で中止が続いていた信朋会活動が再開され、約7年ぶりとなる行事としてボウリング大会が11月に開催されました。



■人材育成

地域の皆様に頼られる金融機関を目指して各種研修を行い、スキルアップに努めております。



CIS 研修

■きたしん会

きたしん会は、お取引先同士の親睦や情報交換などを目的とし、営業店単位で様々な事業を行っているお客様を中心とした会で、約800名の会員を有しています。

主な事業は、研修旅行・ビアパーティー・ゴルフなどで、総会時には地元の有識者をお招きして講演会も行っております。



きたしん会旅行（東根）



きたしん会旅行（尾花沢・大石田）



きたしん会旅行（新庄）

■きたしん地元お買い物券

当組合では、地域活性化や社会貢献につながる活動として、営業エリア内の商店等の中から加盟店を募り、賛同いただいた店（現時点 420 店）で利用できる券を「きたしん地元お買い物券」と称して、全役職員に支給し利用しています。

この活動は、地域金融機関として地元商店に少しでも貢献することを目的に、2015 年から継続して行っています。



■きたしん OB 会

9 月 27 日、グラウンドゴルフ大会にて、秋晴れの下でプレーを楽しんだ後は、手打ちそばを味わいました。



当組合のあゆみ

- 昭和27年 10月 7日 / 営業開始(初代理事長 伊豆倉精治)
- 昭和32年 6月 1日 / 尾花沢出張所開設
同33年9月支店昇格
- 昭和36年 12月 4日 / 東根支店開設
- 昭和41年 1月 24日 / 谷地支店開設
- 昭和42年 11月 1日 / 新庄連絡所設置
同43年5月支店昇格
- 昭和45年 8月 1日 / 信用組合内国為替業務認可
- 昭和55年 7月 21日 / 本店現在地に新築移転
- 昭和56年 1月 4日 / 第2代理事長に松田好市就任
- 昭和57年 10月 25日 / 天童支店開設
- 昭和60年 5月 7日 / 第3代理事長に菅井亨就任
- 昭和61年 8月 11日 / 河西支店開設
- 昭和62年 10月 12日 / 神町支店開設
- 平成 4年 11月 9日 / 大石田支店開設
- 平成 5年 5月 24日 / 東根温泉支店開設
- 平成 6年 4月 1日 / 日本銀行歳入復代理店指定
- 平成10年 2月 23日 / 共同オンラインスタート

- 平成12年 12月 18日 / インターネットバンキング
モバイルバンキングスタート
- 平成14年 9月 21日 / 創立50周年記念式典
- 平成16年 5月 31日 / アイワイバンク（現セブン銀行）
ATM利用提携開始
- 平成16年 6月 25日 / 第4代理事長に後藤義弘就任
- 平成19年 6月 25日 / 第5代理事長に西塚一彦就任
- 平成20年 2月 1日 / 研修所開設
- 平成24年 10月 16日 / 創立60周年記念旅行
- 平成25年 2月 18日 / でんさいネットスタート
- 平成28年 5月 9日 / 天童西支店開設
- 平成29年 5月 8日 / 東根温泉支店が東根支店へ移設
- 令和元年 6月 25日 / 第6代理事長に菅原正俊就任
- 令和 3年 6月 25日 / 第7代理事長に西村清就任
- 令和 4年 11月 4日 / 電子手形交換所スタート
- 令和 5年 5月 8日 / 第7次オンラインシステムスタート
- 令和 5年 6月 26日 / 第8代理事長に今田正志就任

主要な事業の内容

■預金業務

①預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、財形貯蓄預金等を取扱っております。

②譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

■貸出業務

①貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

②手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

■有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

■内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を行っております。

■附帯業務

①債務の保証業務

②有価証券の貸付業務

③国債等の引き受け業務

④代理業務

- ・全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理店貸付業務
- ・日本銀行の歳入復代理店業務

⑤地方公共団体の公金取扱業務

⑥株式払込金の受け入れ代理業務及び株式配当金の支払代理業務

⑦保護預り及び貸金庫業務

⑧保険業法により行う保険の締結又は媒介

⑨個人向け国債の窓口販売

⑩信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る）

◆ 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

■ 経営支援に関する取組み方針

当組合では、定期訪問や財務分析等を通じた予兆管理を強化し、経営課題の早期把握と迅速な対応に努めております。また、外部専門機関との連携を積極的に活用し、経営支援や事業承継支援等に加え、資金繰り支援を含む金融支援と経営支援を一体的に取り組みます。

■ 経営支援態勢

当組合では、営業店と経営支援課が連携し、お客様の経営課題に応じた伴走支援体制を構築しております。定期訪問による対話に加え、各種経営指標の推移分析等を活用した予兆管理に取り組み、業況変化の早期把握と迅速な対応に努めております。また、必要に応じて外部専門機関とも連携し、多様な経営課題への対応を行っております。

■ 経営支援に関する取組み状況

○ 経営改善支援等の取組み状況

		期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数	αのうち再生 計画を策定し た先数	経営改善 支援取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
		A	α	β	γ	δ	α / A	β / α	δ / α
正常先	①	1,185	21		0	0	1.77%		0.00%
要 注 意 先	うちその他要注意先	②	117	1	39	0	37.60%	2.27%	0.00%
	うち要管理先	③	0	0	0	0	－	－	－
破綻懸念先	④	25	15	0	0	0	60.00%	0.00%	0.00%
実質破綻先	⑤	23	3	0	0	0	13.04%	0.00%	0.00%
破綻先	⑥	6	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
小計（②～⑥の計）		171	62	1	39	0	36.25%	1.61%	0.00%
合 計		1,356	83	1	39	0	6.12%	1.20%	0.00%

1. 期初債務者数及び債務者区分は令和7年4月当初の債務者数です。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、独自支援先、モニタリング先、山形県よろず支援拠点及び専門家派遣先等を含みます。但し個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
3. βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で、期中に完済した債務者はαに含めておりますがβには含めておりません。
4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。
5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しております。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

■ 企業支援の取組み実績

地域事業者の持続的成長に向け、各種経営課題に対する支援を実施しております

テーマ	新事業展開	事業承継	販路拡大	事業再生	財務改善	経営戦略	その他	計
取組み件数	5	4	14	9	7	1	0	40

■ 創業・新事業支援への取組み実績

	令和7年度実行	
	件 数	金 額
産業活性化資金	4件	65百万円
開業支援資金	8件	64百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

■ 各種補助金申請に係る支援

企業の課題解決・成長支援に補助金を活用しています。

採択件数	
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	2件
中小企業新事業進出補助金	1件
小規模事業者持続化補助金	1件
中小企業省力化投資補助金	1件
山形まるっと補助金	3件
大石田町新事業チャレンジ支援補助金	1件

■ 外部機関を活用した地域経済への貢献

○ 外部機関を活用した支援内容の高度化

地域事業者の多様化する経営課題に対応するため、外部機関を積極的に活用し、経営改善、事業承継、販路開拓、財務改善、補助金支援等に取り組みました。

今後も外部専門機関との連携を強化し、地域経済の活性化に努めます。

外部機関活用件数	
山形県よろず支援拠点	17件
山形県事業承継・引継ぎ支援センター	3件
中小企業活性化協議会	5件
やまがた産業支援機構（支援アドバイザー）	4件
山形県信用保証協会再生支援部	3件
中小機構	1件
民間コンサルティング事業者	7件

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、地域金融機関として公共性を果たすべき社会的使命を正しく認識するとともに、高い倫理観を持ちルールを守ることを当然の責務として、地域社会に信頼されるため努めていかなるべきではありません。

そのための具体的な取組みとして、コンプライアンスのあり方を示した「北郡信用組行動綱領」、及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、会議、研修を通して全役職員のコンプライアンスに対する意識の高揚を図っております。

また、コンプライアンスの実現を目指し、本部・営業店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、統括部署を総合企画課に置き「コンプライアンス・プログラム」を策定して、計画の実行に取り組むとともに態勢の強化にも取り組んでおります。

○北郡信用組行動綱領

1. 信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して揺るぎない信頼の確立を図る。
2. 経済活動を支えるインフラとしての安定的な機能提供とサービスの高度化に向けた不断の創意と工夫に努め、お客様本位の業務運営を通じて、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティ・レベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮したキメ細かい金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行う。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通して、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 人材育成や能力開発に積極的に取り組み、職員の自律的なキャリア形成を支援する。また、金融経済教育への参画等により、社会の金融リテラシー向上に貢献する。
8. 地球環境や社会情勢の変化等への耐性の高いサステナブルな環境・社会の構築に向け、主体的に行動する。
9. 信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
10. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努める。

リスク管理態勢

○統括的リスク管理方針

1. 統括的リスク管理の目的

統括的リスク管理は、当組合の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的とするものです。

2. 理事及び理事会

- (1) 理事長は、当組合の統括的リスク管理を統括して、統括的リスク管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知します。
- (2) 理事会は、統括的リスク管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定める統括的リスク管理規程を策定するとともに、統括的リスク管理に関する重要事項を審議して、統括的リスク管理態勢を構築・推進します。
- (3) 統括的リスク管理担当理事は、理事会の議決に基づき、統括的リスク管理統括部署に対する指揮・命令を通じて、当組合の統括的リスク管理態勢を整備及び充実・強化にあたります。

3. 統括的リスク統括部

- (1) 統括的リスク管理統括部署（以下「統括部署」という。）は総合企画部とします。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署と連携して、当組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括して、統括的リスク管理態勢の充実・強化にあたります。
- (3) 統括部署は、統括的リスク管理のため、関係各部署より必要な情報収集をするとともに、各リスクの管理所管部署に対して必要な指示をします。

4. 各リスク管理所管部

管理対象各種リスクについては次の区分に従い、それぞれの管理規程の策定等を通じて管理するものとし、リスク区分に応じて、次のように各リスクの管理所管部を定めます。

①信用リスク	監査部・融資部
②市場リスク	総合企画部
③流動性リスク	総合企画部
④オペレーショナルリスク	
・事務リスク	事務部
・システムリスク	事務部
⑤法務リスク	総合企画部
⑥風評リスク	総合企画部

5. リスクへの対応及び管理体制

資産・負債を統合管理することを目的とした ALM 委員会にてその管理状況を確認し、また対応策等を協議します。協議の内容は理事長に報告するものとします。

決議を必要とする事項については、常務会で検討し決定するものとします。

6. リスク限度枠の設定

当組合の各種リスクが顕在化した場合における損失額、資産・負債の額、収益計画等を踏まえて、経営の健全性確保のため、リスク限度枠を設定します。

7. 統括的リスクの評価、削減等

- (1) 各種リスクのモニタリングは、管理所管部署がそれぞれのリスク管理規程に基づき、日常業務として行ないます。
- (2) 統括部署は、各リスクの管理所管部署でモニタリングしている以外の統括的リスク管理上必要なリスク量について、継続的に把握・評価するものとします。
- (3) 統括部署は、上記のリスク評価に基づき、リスク量が過大となった場合に、ALM 委員会で協議のうえ削減方策等を策定して、常務会の承認を得て、これを実行します。
- (4) 統括部署は、上記リスク削減計画の実施状況をモニタリングして統括的リスク管理担当理事に報告します。
- (5) 統括部署は、リスク管理態勢上の問題点については適時、適切に統括的リスク管理担当理事に報告し、統括的リスク管理担当理事は、これを常務会・理事会に報告します。

8. 監査

統括的リスク管理態勢については、定期的に又は必要に応じて随時、監査部による内部監査を実施します。

9. 新規商品等

各担当部署が新規商品・新規業務を取り扱おうとする場合は、事前に各担当部署が新規商品・新規業務に係るリスク発生見込み等を統括部署に報告し、統括部署は各リスクの管理担当部署から意見を聴取して、既往商品・既往業務に適用されるリスク管理が適用可能かを十分検討して、その検討結果について統括的リスク管理担当理事に報告のうえ、理事長の承認を得るものとします。

10. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに山形県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引及びお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣意をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

金融円滑化に関する基本方針

当組合は、地域のお客様の金融円滑化をさらに推進するために、その取組の基本方針を下記のとおり策定しました。この基本方針に基づいて、地域の金融円滑化に積極的に取り組んでまいります。

1. 当組合の方針について

中小企業のお客様及び住宅資金ご利用のお客様の金融円滑化を図るために、積極的及び真摯に取り組めます。

2. 具体的な対応について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律等の関係法令等を遵守のうえ、顧客の情報を厳格に管理し、その正確性・機密保持に努めます。

(1) 中小企業のお客様への対応

① 新規の融資申込み

事業の特性及びその状況を十分に勘案し、積極的に資金の申込みに対応します。

② 条件変更・旧債の借換え

- イ. 申込み相談を受けたときは、積極的に対応します。
- ロ. 申込みを妨げないものとします。
- ハ. 申込みの意思に反して申込みを取り下げさせません。
- ニ. 申込みに条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。
- ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。
- ヘ. 経営改善計画の策定に向けて真摯に議論します。
- ト. 経営改善計画の策定要請がある場合は、支援します。
- チ. 経営改善計画の進捗状況を把握し、必要に応じて助言を行います。
- リ. 他の金融機関及び信用保証協会等との緊密な連携を図ります。

③ 支援態勢

- イ. 適切な経営課題解決策の提案・実行
 - ① 当組合は、条件変更等を実施した中小企業のお客様の経営課題を把握・分析した上で、適切な解決策を提案・実行します。
 - ② 経営課題解決策を踏まえた、実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の策定支援を行います。

ロ. 新規の信用供与

- ① 条件変更等を実施した中小企業のお客様に対しても、業況や財務等の改善につながると判断される場合は、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行います。

ハ. 条件変更等実施後の進捗管理

- ① 条件変更等実行後の状況を継続的にモニタリングすると共に経営支援を行います。
- ② 必要に応じ、顧客からの要請により経営改善再策定（見直し）支援を行います。
- ③ 関連する金融機関が複数存在する場合は、連携先と共同して進捗管理・経営改善計画再策定（見直し）支援を行います。

(2) 住宅資金ご利用のお客様への対応

① 条件変更・旧債の借換え

- イ. 将来にわたる無理のない返済に向けての、財産及び収入の状況を勘案して積極的に対応します。
- ロ. 申込みを妨げないものとします。
- ハ. 申込みに条件をつけるときは、その理由を十分に説明します。
- ニ. 申込人の意思に反して申込みを取り下げさせません。
- ホ. 謝絶するときは、具体的な理由を丁寧に説明します。
- ヘ. 他の金融機関等との緊密な連携を図ります。

3. 対応の記録・保存について

(1) 中小企業のお客様及び住宅資金ご利用のお客様

- ① 申込みがあった場合には、その内容を記録し保存します。
- ② 謝絶又は取下げに至った理由を具体的に記録し保存します。
- ③ 苦情相談を受けた場合は、具体的に記録し保存します。

4. 管理態勢について

(1) 理事会の役割・責任

- ① 金融円滑化管理方針・規程を順守します。
- ② 重要事項を審議し、金融円滑化管理態勢を強化します。

(2) 理事長の役割・責任

- ① 金融円滑化管理態勢を統括・管理します。
- ② 金融円滑化管理態勢に係る基本的事項及び必要事項を周知します。

(3) 管理担当理事の役割・責任

- ① 金融円滑化管理責任者に対して指揮・命令を行います。
- ② 金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化を図ります。

(4) 管理責任者（経営支援課長）の役割・責任

- ① 金融円滑化管理態勢を推進します。
- ② 管理規程の策定・見直し等管理態勢の基本的事項を立案します。

(5) 管理統括部（融資部）の役割・責任

- ① 管理責任者と連携し、管理に関する事項を一元的に管理・統括します。
- ② 金融円滑化管理態勢を充実・強化します。

(6) 管理担当者（店舗長）の役割・責任

- ① 管理統括部と連携し、各営業店における金融円滑化管理態勢を推進します。
- ② 管理統括部の指示に基づく管理に係る研修計画を策定・実施します。

(7) 相談等窓口の役割・責任

- ① 金融円滑化に関するお客様からの相談等の内容を記録簿に記載します。
- ② 管理担当者（店舗長）へ相談等の内容を報告します。

5. 体制整備の概要

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 広報体制（ホームページ等）
- (3) 職員の研修体制
- (4) 訪問による支援体制
- (5) 夜間相談会の開催等
- (6) 苦情相談窓口の設置

キャッシュカードの安全対策について

■ ATM ご利用に関して

○ 1日当りの出金及び振込限度額

出金限度額	1日当り 100万円（なお、1回当り紙幣枚数 50枚まで） （注）70歳以上のお客様は、1日 30万円までとさせていただきます。
振込限度額	1日当り 100万円（1回当り 100万円） （注）ただし、当組合の ATM では現金でのお振込みはできません。

○ ATM 振り込みの一部利用制限

対象となるお客様	過去 2 年以上、キャッシュカードを利用した ATM でのお振込のご利用のない「65 歳」以上のお客様 （注）年齢基準日は毎年 2 月末日とします。
制限の内容	ATM による 1 日あたりの振込限度額を 1,000 円とさせていただきます。

○ お客様からの申し出により、口座単位での ATM 出金限度額の設定ができます。詳しくは窓口にお申し出ください。

○ お客様ご自身で、ATM により暗証番号の変更ができます。

○ 当組合では、管理者及び一定の職員でカード発行処理を行い、暗証番号はカード発行後速やかに管理者立会いのもとシュレッダー処理しております。

■ 偽造・盗難カード等による被害にあわないためのご注意

- ・ 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。
- ・ 暗証番号は、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号等の他人に推測しやすい番号以外をお勧めします。
- ・ 当組合の職員や警察官が ATM コーナーや電話等で暗証番号を確認することはございません。ご不審な場合は、お取引店にご照会ください。
- ・ キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすいところに放置しないでください。

■ カード紛失・盗難時の緊急連絡先

万が一、カードの紛失や盗難にあった時は下記の緊急連絡先までご連絡ください。また、カードが盗難・偽造に遭われた際には、必ず最寄の警察にも届出てください。

受付	受付時間帯	連絡 TEL	連絡先
平日	9:00～17:00	当組合の各営業店（店舗一覧をご覧ください）	しんくみ ATM センター
	17:00～翌朝 9:00		
土・日・祝日	24 時間	047-498-0151	

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■ 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：北郡信用組合 総合企画部 総合企画課】0237-55-5585
受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日及び組合の休業日は除く）
受付時間 午前 9 時～午後 5 時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://kitagunshinkumi.jp/index.php>

■ 紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）、
東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、
第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、
第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で
紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記北郡信用組合 総合企画部 総合企画課または下記窓口までお申し出ください。
また、お客様から各弁護士に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日及び協会の休業日は除く）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5

（全国信用組合会館内）

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所（電話：03-3286-2648）

一般社団法人日本損害保険協会 そんば ADR センター（電話：03-4332-5241）

CONTENTS

■経理・経営内容	13
■法定監査の状況	14
■財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	14
■資金運用・資金調達	18
■経営の健全状況	21
■経営者保証に関するガイドラインへの対応	22
■報酬体系について	22
■自己資本比率規制の概要	23
■主な手数料一覧	32

資料編



◆ 経理・経営内容

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資産の部)		
現金	909,312	928,320
預 け 金	31,052,189	30,531,046
有 価 証 券	16,369,197	16,875,679
国 債	4,186,984	4,978,243
地 方 債	2,406,293	2,472,689
社 債	8,878,970	8,674,000
株 式	2,282	2,282
その他の証券	894,666	748,464
貸 出 金	57,986,059	57,258,687
割 引 手 形	101,849	19,809
手 形 貸 付	1,383,952	1,130,937
証 書 貸 付	53,548,309	53,562,758
当 座 貸 越	2,951,948	2,545,182
そ の 他 資 産	808,328	818,837
未 決 済 為 替 貸	6,047	16,397
全信組連出資金	500,400	500,400
前 払 費 用	311	106
未 収 収 益	148,765	169,410
そ の 他 の 資 産	152,804	132,523
有 形 固 定 資 産	867,255	861,814
建 物	183,665	199,697
土 地	618,226	618,226
建 設 仮 勘 定	10,000	-
その他の有形固定資産	55,364	43,890
無 形 固 定 資 産	3,490	2,579
ソフトウエア	2,365	1,454
その他の無形固定資産	1,125	1,125
前 払 年 金 費 用	79,429	108,251
債 務 保 証 見 返	78,596	66,470
貸 倒 引 当 金	△ 276,543	△ 150,439
(うち個別貸倒引当金)	△ 233,285	△ 105,286
資 産 の 部 合 計	107,877,316	107,301,248

科 目	令和6年度	令和7年度
(負債の部)		
預 金 積 金	104,314,238	103,537,926
当 座 預 金	172,729	152,205
普 通 預 金	42,587,280	42,438,679
貯 蓄 預 金	44,256	29,678
通 知 預 金	158,024	183,597
定 期 預 金	53,098,384	54,383,053
定 期 積 金	5,540,811	3,910,003
そ の 他 の 預 金	2,712,752	2,440,709
そ の 他 負 債	226,464	264,317
未 決 済 為 替 借	9,824	10,289
未 払 費 用	90,300	134,961
給 付 補 填 備 金	1,971	1,602
未 払 法 人 税 等	4,804	4,804
前 受 収 益	31,333	30,676
払 戻 未 済 金	15,992	9,933
職 員 預 り 金	46,206	45,218
そ の 他 の 負 債	26,031	26,831
代 理 業 務 勘 定	4	110
賞 与 引 当 金	42,749	43,422
役員退職慰労引当金	66,112	31,330
睡眠預金払戻損失引当金	256	89
偶 発 損 失 引 当 金	16,369	18,022
繰 延 税 金 負 債	21,970	29,942
債 務 保 証	78,596	66,470
負 債 の 部 合 計	104,766,761	103,991,631
(純資産の部)		
出 資 金	1,063,109	1,159,911
普 通 出 資 金	1,063,109	1,159,911
利 益 剰 余 金	2,732,036	2,902,121
利 益 準 備 金	902,200	962,000
その他利益剰余金	1,829,836	1,940,121
特 別 積 立 金	1,690,000	1,690,000
当期未処分剰余金	139,836	250,121
組 合 員 勘 定 合 計	3,795,145	4,062,032
その他有価証券評価差額金	△ 684,590	△ 752,415
評価・換算差額等合計	△ 684,590	△ 752,415
純 資 産 の 部 合 計	3,110,555	3,309,616
負債及び純資産の部合計	107,877,316	107,301,248

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,480,803	1,588,199
資 金 運 用 収 益	1,257,683	1,392,980
貸 出 金 利 息	1,016,233	1,098,217
預 け 金 利 息	97,933	138,495
有価証券利息配当金	121,769	140,377
その他の受入利息	21,746	15,889
役 務 取 引 等 収 益	61,931	64,859
受入為替手数料	18,925	19,240
その他の役務収益	43,006	45,618
そ の 他 業 務 収 益	18,148	47,568
国債等債券売却益	-	30,789
その他の業務収益	18,148	16,778
そ の 他 経 常 収 益	143,040	82,791
償却債権取立益	132,887	7,850
その他の経常収益	10,152	74,941
経 常 費 用	1,403,740	1,387,187
資 金 調 達 費 用	54,684	152,722
預 金 利 息	53,114	149,903
給付補填備金繰入額	934	1,804
借 用 金 利 息	398	648
その他の支払利息	237	366
役 務 取 引 等 費 用	163,785	164,120
支払為替手数料	6,900	6,919
その他の役務費用	156,885	157,200
そ の 他 業 務 費 用	10,679	93,179
国債等債券売却損	10,190	92,945
国債等債券償還損	96	48
その他の業務費用	391	185
経 費	997,334	967,283
人 件 費	635,672	608,512
物 件 費	323,727	320,181
税 金	37,935	38,589
そ の 他 経 常 費 用	177,256	9,882
貸倒引当金繰入額	147,045	-
その他の経常費用	30,210	9,882
経 常 利 益	77,063	201,011
特 別 利 益	5,525	-
固定資産処分益	35	-
その他の特別利益	5,490	-
特 別 損 失	100	0
固定資産処分損	100	0
税引前当期純利益	82,488	201,011
法人税、住民税及び事業税	4,804	4,804
法人税等調整額	△ 2,634	7,972
法 人 税 等 合 計	2,169	12,776
当 期 純 利 益	80,318	188,235
繰越金(当期首残高)	59,517	61,885
当期末処分剰余金	139,836	250,121

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当りの当期純利益 16円67銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	139,836	250,121
積立金取崩額	-	-
特別積立金取崩額	-	-
剰余金処分量	77,950	142,305
利 益 準 備 金	59,800	120,000
普通出資に対する配当金	18,150	22,305
	(年2%の割合)	(年2%の割合)
繰越金(当期末残高)	61,885	107,815

◆ 法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である三浦佑一郎公認会計士の監査のほか監事監査を受けております。

◆ 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第74期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月26日

北郡信用組合

理事長 今 田 正 志

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | | | | | | |
|----|----|---|-----|-----|----|---|-----|
| 建物 | 8年 | ～ | 50年 | その他 | 4年 | ～ | 20年 |
|----|----|---|-----|-----|----|---|-----|
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込めに計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店（営業関連部署）が資産査定を実施し、監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,527,566千円であります。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法に基づき計算した退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当事業年度末において発生していると見込まれる額を計上しております。
- また、当組合は複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
- | | |
|----------------|---------------|
| 年金資産の額 | 243,135,115千円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 207,181,282千円 |
| 差引額 | 35,953,833千円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
（自令和6年4月分～至令和7年3月分） 0.614%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850,638千円（及び財政上の剰余金44,804,471千円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金7,985千円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。役務取引等収益のうち、貸金庫などサービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
14. 重要な会計上の見積り
会計上の見積りにより当事業年度にかかる計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- (1) 貸倒引当金
当事業年度の計算書類に計上した金額 150,439千円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な前提及び仮定として、貸出先等の決算書に基づく財務情報等を基礎として債務者の信用リスクを評価し、足許の業績の状況や返済実績等を踏まえて債務者区分を判定し債権の資産査定を行っております。また、担保の処分可能見込額は、担保不動産に係る路線価や固定資産税評価額等を基礎として、当組合の過去の回収実績と将来の価値の変動見通しから個別に評価しております。
なお、貸出先等の業績変化等により、債務者区分の判定に用いた仮定が変化した場合や担保不動産の評価に用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 固定資産の減損
当事業年度において減損損失はありませんでしたが、当組合は、収益性の低下した事業用資

- 産がある場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該額を減損損失として計上しております。
- この見積りを行う上での主要な仮定は、「各営業店の将来キャッシュ・フローの見通し」であります。「各営業店の将来キャッシュ・フローの見通し」は、各営業店の貸出金及び預金積金の将来平残及び利回り、人件費・物件費見込及び与信関係費用の見込等に基づき計算しております。
- 将来の業績変化等により各営業店の将来キャッシュ・フローの当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等の固定資産に減損のリスクがあります。
15. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組み方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、経営陣と担当部署による審査会及び常務会・理事会において、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程において、リスク管理方法について明記しており、ALM委員会において協議された事項を常務会に上程し、常務会は実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ペースで理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督のもと有価証券運用規程に従い行われております。
リスク管理は、総合企画部が継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っており、これらの情報は理事会に定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金・貸出金及び有価証券であります。
当組合ではこれらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当組合のVaRはモンテカルロ法（保有期間40日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和8年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で790,592千円です。
なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達にかかる流動性リスクの管理
当組合は、流動性リスク管理規程に基づきリスクの管理をしております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
16. 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。（時価等の算定方法については（注1）参照）なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。（（注2）参照）
- | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|-------------|-------------|------------|
| (1)預け金（＊1） | 30,531,046 | 30,047,653 | △483,393 |
| (2)有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 6,288,023 | 5,323,250 | △964,773 |
| その他有価証券 | 10,585,373 | 10,585,373 | － |
| (3)貸出金（＊1） | 57,258,687 | 56,331,902 | |
| 貸倒引当金（＊2） | 150,432 | | |
| | 57,108,255 | 56,331,902 | △776,353 |
| 金融資産計 | 104,512,698 | 102,288,178 | △2,224,519 |
| (1)預金積金（＊1） | 103,537,926 | 102,510,013 | △1,027,913 |
| 金融負債計 | 103,537,926 | 102,510,013 | △1,027,913 |
- （単位：千円）
- （＊1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- （＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①、②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見振りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金債金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び全信組連出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	2,282
全信組連出資金（＊1）	500,400
合 計	502,682

(＊1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

該当ありません

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	4,188,023	3,433,340	△ 754,683
地 方 債	2,100,000	1,889,910	△ 210,090
合 計	6,288,023	5,323,250	△ 964,773

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式 債 券	-	-	-
投 資 信 託	212,850	201,958	10,891
そ の 他	-	-	-
小 計	212,850	201,958	10,891

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式 債 券	-	-	-
国 債	9,836,909	10,563,907	△ 726,998
地 方 債	790,220	793,026	△ 2,806
社 債	372,689	446,090	△ 73,401
投 資 信 託	8,674,000	9,324,790	△ 650,790
そ の 他	347,056	371,923	△ 24,867
小 計	188,558	200,000	△ 11,442
小 計	10,372,523	11,135,831	△ 763,307
合 計	10,585,373	11,337,789	△ 752,415

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
545,000 千円	30,789 千円	92,945 千円

20. 保有目的を変更した有価証券はありません。

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超～5 年以内	5 年超～10 年以内	10 年超
債 券	298,850	7,742,706	4,508,626	3,574,750
(国 債)	(-)	(1,188,986)	(1,799,846)	(1,989,410)
(地 方 債)	(-)	(298,740)	(1,800,000)	(373,949)
(社 債)	(298,850)	(6,254,980)	(908,780)	(1,211,390)
投 資 信 託	-	-	-	-
そ の 他	99,460	-	89,098	-
合 計	398,310	7,742,706	4,597,724	3,574,750

22. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。なお、当事業年度における減損処理はありません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「時価の下落率が50%以上の場合、及び30%以上の下落が決算日時点で6ヶ月以上継続し、過去6ヶ月間で一度も30%未満に縮小しなかった場合」とし、「回復する可能性がある場合を除き減損処理の対象」としております。

23. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	528,292 千円
危険債権額	1,325,690 千円
三月以上延滞債権額	-千円
貸出条件緩和債権額	275,580 千円
合計額	2,129,562 千円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は19,809 千円であります。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,518,198 千円であります。これらは原契約期間が1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 有形固定資産の減価償却累計額 1,697,623 千円

27. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 12,708 千円

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸出金償却有税分	512,480 千円
貸倒引当金	178,211
減価償却費	43,534
税務上の繰越欠損金	411,233
その他有価証券評価差額金	208,118
その他	46,002
繰延税金資産小計	1,399,583
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 411,233
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 988,349
評価性引当額小計	△ 1,399,583
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
前払年金費用	29,942
繰延税金負債合計	29,942
繰延税金負債の純額	29,942 千円

(a) 評価性引当金が20,047 千円減少しております。この減少の主な要因は、その他が33,177 千円減少したこと等によるものであります。

(b) 税務上の繰越欠損金は全額回収不能と判断しております。

29. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 3,500,000 千円
------------	------------------

上記のほか、為替保証金として預け金2,800,000 千円、日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金10,300 千円を担保として提供しております。

30. 出資1口当たりの純資産額は285 円33 銭です。

業務粗利益及び業務純益等 (単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
資金運用収益	1,257,683	1,392,980
資金調達費用	54,684	152,722
資金運用収支	1,202,999	1,240,257
役務取引等収益	61,931	64,859
役務取引等費用	163,785	164,120
役務取引等収支	△ 101,853	△ 99,261
その他の業務収益	18,148	47,568
その他の業務費用	10,679	93,179
その他の業務収支	7,468	△ 45,611
業務粗利益	1,108,614	1,095,385
業務粗利益率	1.03%	1.03%
業務純益	78,357	128,102
実質業務純益	111,279	128,102
コア業務純益	121,566	190,306
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	121,566	190,306

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
2. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

役務取引の状況 (単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
役務取引等収益	61,931	64,859
受入為替手数料	18,925	19,240
その他の受入手数料	37,679	39,898
その他の役務取引等収益	5,326	5,720
役務取引等費用	163,785	164,120
支払為替手数料	6,900	6,919
その他の支払手数料	102,177	100,839
その他の役務取引等費用	54,707	56,360

経費の内訳 (単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
人件費	635,672	608,512
報酬給料手当	505,883	517,986
退職給付費用	44,248	4,901
その他	85,540	85,624
物件費	323,727	320,181
事務費	156,723	159,457
固定資産費	65,667	66,888
事業費	22,027	22,250
人事厚生費	6,989	6,986
有形固定資産償却	56,399	48,695
無形固定資産償却	911	911
その他	15,009	14,992
税金	37,935	43,393
経費合計	997,334	967,283

受取利息及び支払利息の増減 (単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
受取利息の増減	36,944	135,297
支払利息の増減	49,171	98,038

業務純益 (単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
業務純益	78,357	128,102

総資金利鞘等 (単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度
資金運用利回 (a)	1.17	1.31
資金調達原価率 (b)	0.99	1.07
総資金利鞘 (a-b)	0.18	0.24

(注) 資金運用利回り＝資金運用収益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
資金調達原価率＝資金調達費用－金銭の信託運用見合費用＋経費 / 資金調達勘定計平均残高 × 100

総資産利益率 (単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.07	0.18
総資産当期純利益率	0.07	0.17

(注) 総資産経常（当期純）利益率＝経常（当期純）利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100

預貸率の期末値及び期中平均値 (単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度
預 貸 率		
(期 末)	55.58	55.30
(期中平均)	54.53	55.66

預証率の期末値及び期中平均値 (単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度
預 証 率		
(期 末)	15.69	16.29
(期中平均)	15.07	16.61

その他業務収益の内訳 (単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
国債等債券売却益	－	30,789
その他の業務収益	18,148	16,778
その他業務収益合計	18,148	47,568

◆ 資金運用・資金調達

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資 金 運 用 勘 定	令和 6 年度	107,349	1,257,683	1.17
	令和 7 年度	106,098	1,392,980	1.31
	うち 貸 出 金	57,367	1,016,233	1.77
	令和 7 年度	57,638	1,098,217	1.90
	うち金融機関貸付等	4,200	22,219	0.52
	令和 7 年度	4,200	22,211	0.52
	うち 預 け 金	33,622	97,933	0.29
	令和 7 年度	30,750	138,495	0.45
資 金 調 達 勘 定	令和 6 年度	15,859	121,769	0.76
	令和 7 年度	17,208	140,377	0.81
	令和 6 年度	105,315	54,684	0.05
	令和 7 年度	103,727	152,722	0.14
	うち 預 金 積 金	105,200	54,048	0.05
	令和 7 年度	103,553	151,707	0.14
	うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—
	令和 7 年度	—	—	—
うち 借 用 金	令和 6 年度	67	398	0.59
	令和 7 年度	127	648	0.50

預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和 6 年度		令和 7 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	45,115,510	42.9	45,309,807	43.8
定期性預金	60,085,364	57.1	58,243,263	56.2
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	105,200,875	100.0	103,553,070	100.0

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	87,691,269	84.1	86,706,808	83.7
法 人	16,622,969	15.9	16,831,117	16.3
一 般 法 人	13,531,693	13.0	12,827,815	12.4
金 融 機 関	1,608	0.0	1,290	0.0
公 金	3,089,668	3.0	3,438,326	3.3
合 計	104,314,238	100.0	103,537,926	100.0

定期預金種類別残高

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
固定金利定期預金	52,952,338	54,252,165
変動金利定期預金	19,116	11,644
積立定期預金	51,820	51,011
期日指定定期預金	75,110	68,233
合 計	53,098,384	54,383,053

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
1店舗当りの預金残高	9,483,112	9,412,538
1店舗当りの貸出金残高	5,271,459	5,205,335

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
財 形 貯 蓄 残 高	44,256	29,678

役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
役職員1人当りの預金残高	948,311	949,889
役職員1人当りの貸出金残高	527,145	525,309

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	2,671	4.6	1,901	3.3
農 業、林 業	354	0.6	318	0.6
漁 業	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建 設 業	5,266	9.1	4,742	8.3
電気・ガス・熱供給・水道業	17	0.0	19	0.0
情 報 通 信 業	62	0.1	45	0.1
運 輸 業、郵 便 業	1,046	1.8	973	1.7
卸 売 業、小 売 業	3,685	6.4	3,640	6.4
金 融 業、保 険 業	4,234	7.3	4,229	7.4
不 動 産 業	4,370	7.5	4,685	8.2
物 品 賃 貸 業	38	0.1	18	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	658	1.1	731	1.3
宿 泊 業	878	1.5	783	1.4
飲 食 業	1,536	2.6	1,315	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	669	1.2	608	2.3
教 育、学 習 支 援 業	44	0.1	33	0.1
医 療、福 祉	490	0.8	455	0.8
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,154	3.7	2,048	3.6
そ の 他 の 産 業	33	0.1	43	0.1
小 計	28,214	48.7	26,596	46.5
国・地方公共団体等	6,348	10.9	6,551	11.4
個人(住宅・消費・納税資金等)	23,423	40.4	24,111	42.1
小 計	29,772	51.3	30,662	53.5
合 計	57,986	100.0	57,258	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金担保別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	393,170	0.7	390,703	0.7
有 価 証 券	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-
不 動 産	15,071,160	26.0	15,361,939	26.8
そ の 他	-	-	-	-
小 計	15,464,331	26.7	15,752,642	27.5
信用保証協会・信用保険	12,741,104	22.0	11,448,272	20.0
保 証	17,872,999	30.8	17,802,934	31.1
信 用	11,907,624	20.5	12,254,838	21.4
合 計	57,986,059	100.0	57,258,687	100.0

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	144,992	0.3	70,652	0.1
手 形 貸 付	1,402,200	2.4	1,637,875	2.8
証 書 貸 付	53,274,730	92.9	53,198,201	92.3
当 座 貸 越	2,545,734	4.4	2,731,590	4.7
合 計	57,367,657	100.0	57,638,320	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	26,021,258	44.9	24,501,889	42.8
設 備 資 金	31,964,801	55.1	32,756,798	57.2
合 計	57,986,059	100.0	57,258,687	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利	21,390,108	20,652,964
変 動 金 利	36,595,951	36,605,723
合 計	57,986,059	57,258,687

債務保証見返担保別残高

(単位：千円、%)

科 目	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
預 金・積 金	—	—	—	—
不 動 産	78,000	99.2	66,000	99.3
保 証	596	0.8	470	0.7
信 用	—	—	—	—
合 計	78,596	100.0	66,470	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	3,971,272	19.4	4,036,488	19.2
住 宅 ロ ー ン	16,483,593	80.6	17,014,643	80.8
合 計	20,454,865	100.0	21,051,131	100.0

貸出先の金額階層別構成

(単位：千円、%)

金額階層別	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
500 万円以下	4,118,096	7.1	4,108,633	7.2
500 万円超 1,000 万円以下	4,005,021	6.9	3,972,834	6.9
1,000 万円超 3,000 万円以下	16,480,668	28.4	15,851,173	27.7
3,000 万円超 5,000 万円以下	7,832,086	13.5	7,657,565	13.4
5,000 万円超 1 億円以下	5,093,892	8.8	5,120,805	8.9
1 億円超 3 億円以下	7,304,381	12.6	6,809,293	11.9
3 億円超	13,151,909	22.7	13,738,378	24.0
合 計	57,986,059	100.0	57,258,687	100.0

有価証券の種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	3,183,908	20.1	4,433,146	25.7
地 方 債	2,111,259	13.3	2,461,880	14.3
社 債	9,602,329	60.5	9,422,765	54.8
株 式	2,095	0.0	2,282	0.0
そ の 他 の 証 券	959,520	6.1	888,824	5.2
合 計	15,859,113	100.0	17,208,899	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券の状況

(単位：千円)

区 分		令和 6 年度末			令和 7 年度末		
		時 価 (A)	貸借対照表計上額(B)	評価差額(A)－(B)	時 価 (A)	貸借対照表計上額(B)	評価差額(A)－(B)
満期保有目的	国 債	3,720,540	4,186,984	△ 466,444	3,433,340	4,188,023	△ 754,683
	地 方 債	1,985,190	2,100,000	△ 114,810	1,889,910	2,100,000	△ 210,090
	そ の 他	－	－	－	－	－	－
	合 計	5,705,730	6,286,984	△ 581,254	5,323,250	6,288,023	△ 964,773
区 分		取得原価 (A)	貸借対照表計上額(B)	評価差額(B)－(A)	取得原価 (A)	貸借対照表計上額(B)	評価差額(B)－(A)
その他の目的	債 券	9,783,540	9,185,263	△ 598,277	10,563,907	9,836,909	△ 726,998
	(国 債)	(－)	(－)	(－)	(793,026)	(790,220)	(△ 2,806)
	(地方債)	(353,764)	(306,293)	(△ 47,470)	(446,090)	(372,689)	(△ 73,401)
	(社 債)	(9,429,776)	(8,878,970)	(△ 550,806)	(9,324,790)	(8,674,000)	(△ 650,790)
	株 式	2,282	2,282	0	2,282	2,282	0
	そ の 他	980,979	894,666	△ 86,313	773,881	748,464	△ 25,417
	合 計	10,766,803	10,082,212	△ 684,590	11,340,071	10,587,656	△ 752,415

有価証券の種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		令和 6 年度末						令和 7 年度末					
		1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10 年以内	10 年 超	期 間 の 定 め の な い も の	種 類 別 合 計	1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10 年以内	10 年 超	期 間 の 定 め の な い も の	種 類 別 合 計
国 債		－	400	1,800	2,000	－	4,200	－	1,200	1,800	2,000	－	5,000
地 方 債		－	200	1,800	453	－	2,453	－	300	1,800	446	－	2,546
社 債		400	5,500	1,600	1,900	－	9,400	300	6,500	1,000	1,500	－	9,300
株 式		－	－	－	－	2	2	－	－	－	－	2	2
外 国 証 券		－	100	100	－	－	200	100	－	100	－	－	200
その他の証券		－	－	－	－	780	780	－	－	－	－	573	573
合 計		400	6,200	5,300	4,353	783	17,036	400	8,000	4,700	3,946	576	17,622

(注) 債券は額面で表示しております。

経営の健全状況

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	引当率 (C)/((A)-(B))
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年度	792	667	124	792	99.99	99.99
	令和7年度	528	514	13	528	100.00	100.00
危 険 債 権	令和6年度	1,205	1,030	108	1,139	94.49	62.08
	令和7年度	1,325	1,139	91	1,230	92.85	49.15
要 管 理 債 権	令和6年度	－	－	－	－	－	－
	令和7年度	275	166	1	168	61.04	1.20
	三月以上延滞債権	令和6年度	－	－	－	－	－
		令和7年度	－	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	令和6年度	－	－	－	－	－
		令和7年度	275	166	1	168	61.04
小 計	令和6年度	1,998	1,698	233	1,931	96.67	77.85
	令和7年度	2,129	1,820	106	1,927	90.50	34.52
正 常 債 権	令和6年度	56,112					
	令和7年度	55,246					
合 計	令和6年度	58,111					
	令和7年度	57,375					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1 に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1 及び 2 に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2 及び 4 に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2 及び 3 に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	28,486	51,366

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	43,257	32,922	45,153	1,895
個別貸倒引当金	233,285	85,636	105,279	△ 127,998
貸倒引当金合計	276,543	118,558	150,432	△ 126,103

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当金勘定」に係る引当は行っておりません。

◆ 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況】

項 目	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	400 件	361 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	49.50%	50.34%
保証契約を解除した件数	7 件	5 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0 件	0 件

◆ 報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して規程で定めております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	53	74
監 事	8	10
合 計	61	85

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「付属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事 8名、監事 3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、対象職員等に該当する者はいません。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っており、職員が過度なリスクを伴う引き起こす報酬体系ではありません。

自己資本比率規制の概要

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コ ア 資 本 に 係 る 基 礎 項 目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	3,776,995	4,039,726
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,063,109	1,159,911
うち、利益剰余金の額	2,732,036	2,902,121
うち、外部流出予定額(△)	18,150	22,305
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	43,257	45,153
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	43,257	45,153
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,820,252	4,084,879
コ ア 資 本 に 係 る 調 整 項 目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,525	1,866
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,525	1,866
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	57,458	78,309
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	59,983	80,175
自 己 資 本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	3,760,268	4,004,703
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,568,761	38,017,258
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,660,335	2,687,607
フ ロ ア 調 整 額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	40,229,097	40,704,865
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	9.34%	9.83%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	37,568	1,502	38,017	1,520
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	37,568	1,502	38,017	1,520
(i) ソブリン向け	161	6	161	6
(ii) 金融機関向け	7,461	298	7,377	295
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	921	36	941	37
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	8,180	327	7,812	312
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等・個人向け	7,367	294	8,499	339
トランザクター向け	116	4	105	4
(vi) 不動産関連向け	9,431	377	8,960	358
自己居住用不動産等向け	5,846	233	5,353	214
賃貸用不動産向け	2,422	96	2,478	99
事業用不動産関連向け	1,161	46	1,129	45
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	100	4	125	5
(viii) 延滞等向け	754	30	1,195	47
(ix) 自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	230	9	237	9
(x) 株式等	780	31	746	29
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段 のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等で あってコア資本に係る調整項目の額に算入 されなかった部分に係るエクスポージャー	686	27	650	26
(xiv) その他	2,412	96	2,250	90
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
リスク・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パー セントで除して得た額	2,660	106	2,687	107
BI	1,773		1,791	71
BIC	212		215	8
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	40,229	1,609	40,704	1,628

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産再生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超えた当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i) ~ (xiii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. 当組合では、マーケットリスクに関する事項はありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナルリスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRBB1：金利リスク					
項番	内容	イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE（経済価値の変動）		ΔNII（収入の変動）	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	2,004	1,482	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	3	162
3	ス テ ィ ー プ 化	1,715	1,319		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	2,004	1,482	3	162
		ホ		ヘ	
		令和6年度		令和7年度	
8	自 己 資 本 の 額	3,760		4,003	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 自己資本の充実等について金融庁長官が別に定める事項（平成 19 年金融庁告示第 17 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量分析に利用しております。当該変動額の算出にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な機関に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数とは相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

4. 信用リスクに関する事項

(1)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 区 分	期首残高		期中の増減額		期末残高		貸出金償却	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	－	27	27	△ 27	27	－	－	－
農 業 、 林 業	1	－	△ 1	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	2	2	0	0	2	2	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	14	－	△ 14	－	－	－	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	80	84	4	△ 75	84	9	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	5	5	0	△ 5	5	－	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	25	16	△ 8	0	16	17	16	－
飲 食 業	－	－	－	－	－	－	－	49
生活関連サービス業、娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－
教 育 、 学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	4	4	0	△ 4	4	－	－	－
そ の 他 の 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	9	90	80	△ 15	90	75	12	2
合 計	145	233	87	△ 127	233	105	28	51

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本基準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2)信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高							延滞 エクスポージャー		
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業		5,867	4,734	2,967	2,234	2,900	2,500	－	－	105	36
農 業 、 林 業		576	543	576	543	－	－	－	－	－	－
漁 業		0	0	0	0	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		100	100	0	0	100	100	－	－	－	－
建 設 業		6,689	6,159	6,689	6,159	－	－	－	－	37	66
電気・ガス・熱供給・水道業		1,739	1,841	39	41	1,700	1,800	－	－	－	－
情 報 通 信 業		381	364	81	64	300	300	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業		2,376	2,298	1,076	998	1,300	1,300	－	－	54	50
卸 売 業 、 小 売 業		4,557	4,641	4,057	4,041	500	600	－	－	51	78
金 融 業 、 保 険 業		5,382	5,576	4,282	4,276	1,100	1,300	－	－	－	－
不 動 産 業		5,346	5,569	4,446	4,769	900	800	－	－	28	9
物 品 賃 貸 業		38	18	38	18	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		922	1,012	922	1,012	－	－	－	－	25	25
宿 泊 業		880	785	880	785	－	－	－	－	246	234
飲 食 業		1,785	1,666	1,785	1,666	－	－	－	－	155	155
生活関連サービス業、娯楽業		976	946	976	946	－	－	－	－	1	3
教育、学習支援業		44	33	44	33	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉		490	455	490	455	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス		2,396	2,278	2,396	2,278	－	－	－	－	30	28
そ の 他 の 産 業		33	43	33	43	－	－	－	－	－	－
国・地方公共団体等		13,802	14,898	6,348	6,552	7,453	8,346	－	－	－	－
個 人		20,809	21,355	20,809	21,355	－	－	－	－	403	744
業 種 別 合 計		75,198	75,325	58,945	58,279	16,253	17,046	－	－	1,139	1,433
1 年 以 下		5,219	5,325	4,819	4,925	400	400	－	－		
1 年 超 3 年 以 下		4,973	7,754	3,473	3,354	1,500	4,400	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		8,981	11,704	4,281	8,104	4,700	3,600	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		10,376	5,385	9,276	4,485	1,100	900	－	－		
7 年 超 1 0 年 以 下		12,824	11,860	8,624	8,060	4,200	3,800	－	－		
1 0 年 超		32,367	32,872	28,014	28,925	4,353	3,946	－	－		
期間の定めのないもの		455	423	455	423	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		75,198	75,325	58,945	58,279	16,253	17,046	－	－		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。
4. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種区分は日本標準産業分類の大区分に準じて記載しております。
※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(3)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	年 度	期首残高	期中の増減額	期末残高
一般貸倒引当金	令和6年度	10	32	43
	令和7年度	43	2	45
個別貸倒引当金	令和6年度	147	85	233
	令和7年度	233	△ 128	105
合 計	令和6年度	157	118	276
	令和7年度	276	△ 126	150

(4)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	
	令和6年度															
現金	909	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,365	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	2,453	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	199	413	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	31,754	－	3,703	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	1,602	－	2,003	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	－	－	3,909	－	－	－	－	－	－	－	－	4,307	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	257	－	－	－	－
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	257	－	－	－	－
不動産関連向け	－	354	－	3,365	1,607	4,496	4	83	－	2,140	－	196	1,478	－	242	－
自己居住用不動産等向け	－	354	－	3,365	1,607	4,106	4	－	－	2,140	－	－	1,478	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	390	－	83	－	－	－	196	－	－	242	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ADC 向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	213	－	－	－
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付き	－	11,394	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構 等による保証付き	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	13,927	12,183	－	39,135	1,607	8,199	4	83	－	2,140	－	453	5,999	－	242	－

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	
	令和7年度															
現金	928	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,318	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	8,683	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	199	410	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	31,333	－	3,703	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	1,702	－	2,003	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	－	－	－	4,411	－	－	－	－	－	－	－	－	3,503	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	235	－	－	－	－
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	235	－	－	－	－
不動産関連向け	－	297	－	3,272	1,605	4,210	3	61	－	1,943	－	245	1,518	－	216	－
自己居住用不動産等向け	－	297	－	3,272	1,605	3,862	3	－	－	1,943	－	－	1,518	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	348	－	61	－	－	－	245	－	－	216	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ADC 向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	252	－	－	－
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－	49	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付き	－	10,153	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	21,130	10,909	－	39,133	1,605	7,914	3	61	－	1,943	－	480	5,274	－	216	－

(単位：百万円)

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
令和6年度																
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	909
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,365
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,453
-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	612
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,458
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,605
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	200	-	6,058	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,475
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	8,241	-	-	-	-	1,070	-	-	-	-	-	-	-	-	9,570
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	257
-	2,754	335	-	-	44	-	-	1,744	958	-	-	4	-	-	-	19,811
-	2,667	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,778
-	-	281	-	-	-	-	-	1,744	-	-	-	-	-	-	-	2,938
-	87	-	-	-	44	-	-	-	958	-	-	4	-	-	-	1,093
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	100
-	-	-	-	-	-	-	144	-	-	-	-	335	-	-	-	693
-	-	-	-	-	-	-	228	-	-	-	-	-	-	-	-	248
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,394
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	780	-	-	-	-	-	-	-	-	780
-	2,754	8,777	-	6,058	44	-	2,424	1,744	958	-	-	340	-	-	-	107,080

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
令和7年度																
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	928
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,318
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,683
-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	610
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,036
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,705
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	200	-	5,915	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,030
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	9,250	-	-	-	-	1,455	-	-	-	-	-	-	-	-	10,942
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	235
-	2,291	259	-	-	53	-	-	1,841	931	-	-	4	-	-	-	18,757
-	2,220	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,745
-	-	237	-	-	-	-	-	1,841	-	-	-	-	-	-	-	2,950
-	71	-	-	-	53	-	-	-	931	-	-	4	-	-	-	1,060
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	100
-	-	-	-	-	-	-	102	-	-	-	-	644	-	-	-	999
-	-	-	-	-	-	-	232	-	-	-	-	-	-	-	-	281
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,153
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	573	-	-	-	-	-	-	-	-	573
-	2,291	9,710	-	5,915	53	-	2,464	1,841	931	-	-	749	-	-	-	112,632

(5)標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後					リスク・ウェイト の加重平均値		
		オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目		信用リスク・ アセットの額			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金		909	928	—	—	909	928	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け		4,386	5,181	—	—	4,386	5,181	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		8,431	8,683	—	—	8,431	8,683	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け		200	200	—	—	200	200	—	—	120	120	60%	60%
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		612	610	—	—	612	610	—	—	41	41	7%	7%
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け		35,458	35,036	—	—	35,458	35,036	—	—	7,461	7,377	21%	21%
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	3,605	3,605	—	—	3,605	3,605	—	—	921	941	26%	26%	
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)		14,514	14,104	721	511	14,334	13,919	141	110	8,180	7,812	57%	56%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		9,326	10,642	7,660	8,072	9,155	10,470	414	472	7,367	8,499	77%	78%
トランザクター向け	—	—	3,021	2,760	—	—	257	235	116	105	45%	45%	
不動産関連向け		19,848	18,790	—	—	19,811	18,757	—	—	9,431	8,960	48%	48%
自己居住用不動産等向け	15,785	14,748	—	—	15,778	14,745	—	—	5,846	5,353	37%	36%	
賃貸用不動産向け	2,968	2,980	—	—	2,938	2,950	—	—	2,422	2,478	82%	84%	
事業用不動産関連向け	1,093	1,060	—	—	1,093	1,060	—	—	1,161	1,129	106%	106%	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		100	100	—	—	100	100	—	—	100	125	100%	125%
延滞エクスポージャー (自己居住用不動産等向けを除く。)		696	999	35	—	689	999	3	—	754	1,195	109%	120%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞		248	281	—	—	248	281	—	—	230	237	93%	84%
取立未済手形		6	16	—	—	6	16	—	—	1	3	20%	20%
信用保証協会等による保証付き		11,394	10,153	—	—	11,394	10,153	—	—	1,139	1,015	10%	10%
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付き		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等		780	573	—	—	780	573	—	—	780	746	100%	130%
合 計										35,609	36,134		

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(6)リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分（％）	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCFの加重平均値		資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目					
	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度
40％未満	75,148	74,623	－	－	－	－	75,141	74,620
40％～70％	11,333	9,971	3,021	2,760	10％	10％	11,591	10,206
75％	8,792	9,647	4,622	5,283	10％	10％	8,777	9,710
80％	－	－	－	－	－	－	－	－
85％	6,096	5,989	721	511	20％	22％	6,058	5,915
90％～100％	2,468	2,616	16	29	10％	10％	2,468	2,618
105％～130％	2,732	2,803	－	－	－	－	2,702	2,773
150％	341	649	35	0	10％	10％	340	649
250％	－	－	－	－	－	－	－	－
400％	－	－	－	－	－	－	－	－
1250％	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計	106,914	106,301	8,416	8,584	11％	11％	107,080	106,494

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことです。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	746	725	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—
④法人等向け	—	—	—	—	—	—
⑤中堅中小企業・個人向け	703	691	—	—	—	—
⑥不動産関連向け	36	33	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	6	3	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	30	30	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
⑧延滞エクスポージャー	6	0	—	—	—	—
⑨自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
⑩株式等	—	—	—	—	—	—
⑪その他	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 「その他」とは①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的には、信用保証協会等保証が含まれます。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱要綱」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

6. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当組合の自己資本調達手段は普通出資（発行主体：北郡信用組合）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、1,159 百万円になります。

7. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

8. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対象表計上額	時価	貸借対象表計上額	時価
上 場 株 式	—	—	—	—
非上場株式等	502	502	502	502
合 計	502	502	502	502

(注) 本項目の記載対象になるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当する事項はありません。

(3) 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する事項はありません。

(4) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	△ 684	△ 752

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

◆ 主な手数料一覧（消費税込み）

■ 為替手数料

令和8年6月現在

項 目	内 訳		組 合 員	一 般
振込手数料	当組合あて	同一店内	220円	330円
		本支店あて	440円	550円
	他金融機関あて	電信扱い	770円	880円
		文書扱い	770円	880円
	ATM 振込の場合	当組合振込	110円	店内 110円／本支店 220円
		他行振込	440円	550円

(注) 当組合の ATM での現金振込みはできません。

■ 取立手数料

区 分	料 金
同一店内	無料
電子交換	660円
個別取立	1,100円
振込・取立手形の組戻料・不渡手形返却料・取立手形店頭呈示料	1,100円

■ 各種手数料

項 目	種 類	手 数 料
各種証明書	残高証明書	継続発行 1 通につき 330円
		継続発行以外 1 業務につき (出資は除く) 660円
		当組合制定帳票以外 1 通につき 1,100円
	融資証明書	1 通につき 3,300円
	利息証明書	1 通につき 330円
	その他証明書	1 通につき 330円
再発行手数料	通帳・証書再発行	1 通につき 1,100円
	カード再発行	1 件につき 1,100円
	出資証券再発行	1 件につき 220円
その他手数料	確定日付	1 件につき 770円

■ 両替・硬貨入金手数料

手数料	
100 枚まで	無 料
101 枚～ 500 枚	330円
501 枚～ 1,000 枚	440円
1,001 枚～ 2,000 枚	660円
2,001 枚以上 1,000 枚毎に加算	330円

(注) 振込・税金納付等も対象 (国庫金、歳入金は対象外)
募金・寄付金・義援金は対象外

■ ATM 手数料

区 分	きたしんカード	他行カード	セブン銀行 ATM ご利用
平 日	8:00～19:00	8:45～18:00	7:00～23:00
	無 料	110円	110円
	19:00～21:00	8:00～8:45・18:00～21:00	
	110円	220円	
土曜日	9:00～17:00	9:00～14:00	7:00～23:00
	無 料	110円	110円
	17:00～19:00	14:00～19:00	
	110円	220円	
日曜日・祝日	9:00～19:00	9:00～19:00	7:00～23:00
	110円	220円	110円

(注) 当組合はセブン銀行と ATM 提携をしております。

■ 融資関連手数料

● 不動産担保取扱手数料

区分	手数料	備 考
設 定	33,000円	抵当権及び根抵当権
条件変更	11,000円	極度増・減額及び一部抹消等
例外事務	5,500円	不動産担保の設定・抹消に係る書類の再発行等

(注) 住宅ローンは別に定める取扱い手数料となります。

● 貸付条件変更等手数料（住宅ローン・事業性関係）

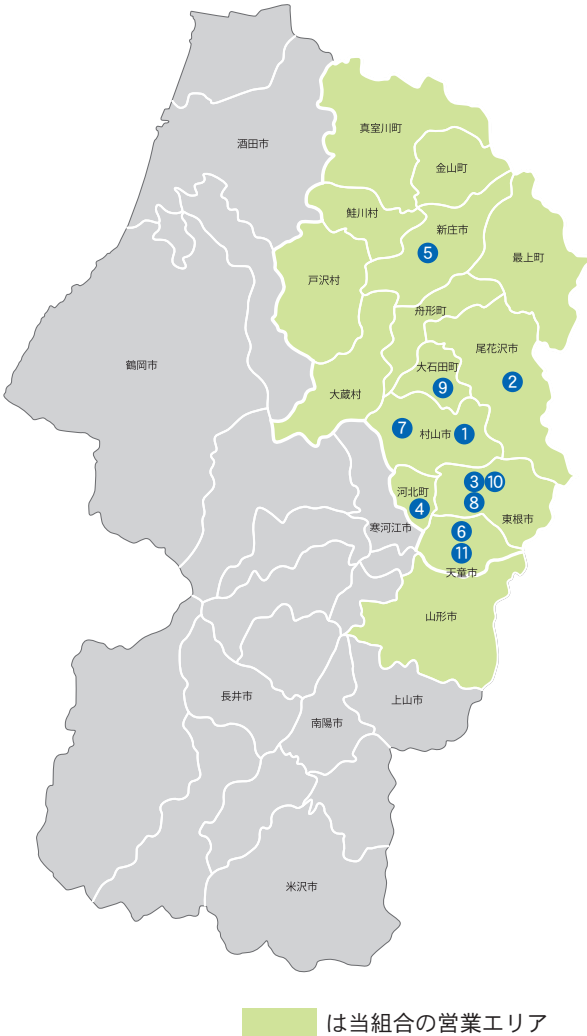
区 分	手数料
全額繰上げ償還	22,000円
一部繰上げ償還	5,500円
その他貸付条件(利率・約定日・期日・弁済方法)の変更	5,500円

(注) 住宅ローン・事業性関係以外は、別手数料となります。
但し、金額により一部異なる場合があります。

■ 全自動貸金庫料金表

稼働日	平日・土・日・祝日			
稼働時間	平日	8:00～21:00		
	土/日/祝	9:00～19:00		
種 類	高さ(mm)	幅(mm)	奥行(mm)	年払い料金
第1種(小)	58	256	346	13,200円
第2種(中)	88	256	346	18,480円
第3種(大)	118	256	346	23,760円
・カード発行手数料(初回)				
3,300円			種類を問わず	

地区一覽



令和 8 年 6 月 25 日現在

店舗一覽（事務所の名称・所在地）

店名	住所	電話	ATM
① 本店	〒995-0016 村山市榎岡晦日町 1 番 8 号	0237-55-5581	2 台
② 尾花沢支店	〒999-4227 尾花沢市中町 2 番 56 号	0237-22-1215	2 台
③ 東根支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目 8 番 20 号	0237-42-0453	1 台
④ 谷地支店	〒999-3511 西村山郡河北町谷地甲 162 番地の 1	0237-72-5155	1 台
⑤ 新庄支店	〒996-0071 新庄市小田島町 5 番 49 号	0233-22-2555	1 台
⑥ 天童支店	〒994-0002 天童市乱川二丁目 4 番 6 号	023-654-6111	1 台
⑦ 河西支店	〒995-0204 村山市大字稲下 166 番地	0237-56-3001	1 台
⑧ 神町支店	〒999-3763 東根市神町中央二丁目 9 番 10 号	0237-47-1151	1 台
⑨ 大石田支店	〒999-4112 北村山郡大石田町緑町 9 番地の 2	0237-35-5150	1 台
⑩ 東根温泉支店	〒999-3718 東根市四ツ家一丁目 8 番 20 号	0237-43-7700	-
⑪ 天童西支店	〒994-0081 天童市南小畑三丁目 1 番 3 号	023-652-1024	1 台

◆店外 ATM 店

店名	住所	ATM
東根支店 東根温泉出張所	〒999-3702 東根市温泉町一丁目 6 番 2 号	1 台

索引

ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。「＊」印は協金法施行規則及び金融再生法に定められた法定開示項目、「◎」は監督指針の要請に基づく開示項目です。

ごあいさつ	2
-------	---

概況・組織

事業方針	2
＊役員一覧	3
＊事業の組織	3
＊会計監査人の氏名又は名称	3
＊店舗一覧	33
自動機の設置状況	33
地区一覧	33
組合員数	1

主要事業内容

＊主要な事業の内容	9
-----------	---

業務に関する事項

＊事業概況	2
＊経常収益	4
業務純益	17
＊経常利益（損失）	4
＊当期純利益（損失）	4
＊出資総額、出資総口数	4
＊純資産額	4
＊総資産額	4
＊預金積金残高	4
＊貸出金残高	4
＊有価証券残高	4
＊単体自己資本比率	4
＊出資配当金	4
＊職員数	4

主要業務に関する指標

＊業務粗利益及び業務粗利益率	17
＊資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	17
＊総資金利鞘	17
＊資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	18
＊受取利息、支払利息の増減	17
役務取引の状況	17
その他業務収益の内訳	17
経費の内訳	17
＊総資産経常利益率	17
＊総資産当期純利益率	17

預金に関する指標

＊預金種目別平均残高	18
預金者別預金残高	18
＊定期預金種類別残高	18
財形貯蓄残高	18
役職員1人当りの預金残高	18
1店舗当りの預金残高	18

貸出金等に関する指標

＊貸出金種類別平均残高	19
＊貸出金金利区分別残高	20
＊貸出金担保別残高	19
＊債務保証見返担保別残高	20
＊貸出金使途別残高	19
＊貸出金業種別残高・構成比	19
＊預貸率	17
消費者ローン・住宅ローン残高	20
貸出先の金額階層別構成	20
役職員1人当りの貸出金残高	18
1店舗当りの貸出金残高	18

有価証券に関する指標

＊有価証券の種類別平均残高	20
＊有価証券の種類別残存期間別残高	21
＊有価証券の状況	21
＊預証率	17

経営管理態勢に関する事項

＊法令等遵守態勢	11
＊リスク管理態勢	11
＊苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12

財産の状況

＊貸借対照表	13
＊損益計算書	14
＊剰余金処分（損失金処理）計算書	14
＊協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	21
＊貸倒引当金の内訳	22
＊貸出金償却額	22
＊財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	14
＊法定監査の状況	14

自己資本の充実の状況について

一定性の開示事項—	
＊自己資本調達手段の概要	31
＊信用リスクに関する事項	25
＊信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	30
＊派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	31
一定量の開示事項—	
＊自己資本の構成に関する開示事項	23
＊自己資本の充実度に関する事項	24
＊業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	25
＊信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	26
＊一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	26
＊標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	27
＊標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	29
＊リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	30
＊信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	30
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	31
証券化エクスポージャーに関する事項	31
＊出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等	31
＊子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等	31
＊出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	31
＊金利リスクに関する事項	25

その他業務

主な手数料一覧	32
---------	----

その他

◎総代会等に関する情報開示	5
◎地域密着型金融の取組み状況	7
◎地域貢献	7
＊中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	10
キャッシュカードの安全対策	12
金融円滑化に関する基本方針	12
トピックス	8
当組合のあゆみ	9
◎報酬体系について	22
◎経営者保証に関するガイドラインへの対応	22

ちかくにいるから、チカラになれる



〒995-0016 山形県村山市楯岡晦日町1番8号
TEL : 0237-55-7333 FAX : 0237-55-5594
U R L : <https://kitagunshinkumi.jp>
E-mail : kitashin@peach.ocn.ne.jp